

三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（仮称）に関する骨子案

1 条例制定の背景と目的

人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）の基本理念を踏まえ、パートナーシップ関係にある市民の宣誓制度を創設することで、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、パートナーシップ宣誓に係る手続を定める条例を制定する。

2 宣誓をすることができる要件（全ての要件を満たす必要がある）

- ア 成年に達している。
- イ 次のいずれかに該当する。
 - (ア) パートナーの双方が市内に住所を有している。
 - (イ) 3月以内に市内への転入を予定している。
- ウ パートナーシップ関係にある。
- エ 配偶者を有しないこと及び相手方以外の者とパートナーシップ関係にない。
- オ 民法により婚姻をすることができない関係にない。

3 宣誓に必要な書類

住民票の写し・戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書等・本人確認書類

4 通称名の使用

受理証には、戸籍上の氏名のほか、通称名を併記することができる。

5 受理証の交付

- ア 宣誓の申請があった場合に、パートナーシップ宣誓受理証を交付する。
- イ 3月以内に市内への転入を予定しているときは、受理証に代えて受付票を交付し、転入後、受付票と引き換えに受理証を交付する。

6 受理証の再交付等

宣誓書の記載事項の変更や受理証の紛失等の場合、申請に基づき、受理証を再交付する。なお、パートナーシップ関係を解消したとき、三鷹市民ではなくなったときなどは、受理証を市に返還する。

7 受理証の取消し

虚偽の申請が判明した場合、受理証の交付を取り消し、受理証を市に返還するまでの間、市ホームページに交付番号を公表する。